

# WOTA BOX保守契約約款

このWOTA BOX保守契約約款（以下「本約款」といいます。）は、ポータブル水再生プラント「WOTA BOX」（納品書記載の製造番号のもの（但し、本契約に基づきその全部又は一部に交換等が生じた場合には、当該交換等がなされた後の製造番号のものを指します。）。以下「本物件」といいます。）を購入し、その保守の委託をWOTA株式会社（以下「当社」といいます。）に対して申し込む者（以下「買主」といいます。）と当社との間で締結される保守契約（以下「本契約」といいます。）に関する契約条項を定めるものです。

## 第1条（保守契約の成立）

1. 買主は、本物件の保守の委託を申し込む前に、本約款の内容を十分に確認するものとします。本約款の全部又は一部に同意しない場合には、本物件の保守の委託を申し込むことはできません。買主が本物件の保守の委託を申し込んだ場合には、買主が本約款の内容を十分に確認したうえ、一切の内容に同意したものとみなします。
2. 買主は、本物件の保守の委託の申込みに際し、当社所定の発注書（以下「発注書」といいます。）に必要事項を記入の上、当社に提出するものとします。当社は、かかる発注書の提出を受け、本物件の保守の委託を承諾する場合には、その旨を買主に書面（電磁的記録を含みます。以下同じとします。）により通知するものとし、かかる通知の発信を以て当社と買主の間に本約款に従った内容の本契約が成立するものとします。買主が本物件の保守の委託を申し込んだ場合であっても、当社は本契約の成立を保証するものではありません。
3. 本物件の保守の委託の申込みは、買主により本物件の購入と同時に行われたもののみ有効とします。

## 第2条（保守業務）

当社は、買主に対して、「基本プラン」および「安心プラン」という名称の別紙1に記載する内容の保守業務（以下「本件保守業務」といいます。）を提供し、買主は、次条に定める保守料金を当社に支払うものとします。

## 第3条（保守料金の支払い）

保守料金の支払いについて、買主は、当社に対し、当社又は当社の請求代行業務を担う販売店からの請求により、請求書記載の保守料金の総額及び消費税（以下「本件保守料金」といいます。）を請求書記載の支払期限までに当社の指定する方法により支払うものとします。振込手数料は買主の負担とします。

## 第4条（本件保守業務の期間）

1. 本件保守業務の提供期間（以下「本件保守期間」といいます。）は、本物件を納品した月の翌月から1年間又は5年間とし、いずれの期間とするかについて買主と当社は発注書等により合意するものとします。但し、本件保守期間が1年間の場合、当社又は買主のいずれかから本件保守期間の満了の3か月前までに書面または電磁的方法(電子メール等)による通知がない限り、本契約は同一の内容で1年間延長されるものとし、以後も同様としますが、最長期間は5年とします。
2. 当社は、買主が別紙2に定める事項を行った場合又は買主が本件保守料金の全部若しくは一部の支払いを怠った場合は、その理由の如何を問わず、本件保守業務の提供を中止することができるものとします。

3. 買主が本物件を使用するにあたり、当社純正品以外の部品又は消耗品を使用した場合、当社は、当該部品又は消耗品及び本物件のうちこれらが機能する部分に対して本件保守業務を提供する義務を負わないものとします。
4. 買主が本物件の使用を停止し、廃棄処分した場合、本契約は終了するものとします。但し、本件保守期間に残存期間がある場合であっても、返金は行わないものとします。
5. 本契約が終了した場合（終了原因の如何を問いません。）であっても、第8条（損害賠償責任）、第9条（目的外使用の禁止）、第10条（その他禁止事項）、第11条（免責）、第12条（遅延損害金）、第13条（公正証書）、第15条（守秘義務）、第16条（知的財産権の帰属）、第18条（準拠法）、第20条（合意管轄）、第21条（特約条項）及び第22条（改定）の規定は引き続き効力を有するものとします。

#### 第5条（本件保守業務の提供対象外）

当社が買主に引き渡した本物件が日本国内に所在しないときは、当社は、本件保守業務の提供義務を免れるものとします。この場合であっても、買主は当社に対して本件保守料金の支払を免れないものとします。

#### 第6条（解除及び期限の利益喪失）

1. 買主が以下の各号のいずれかに該当したときは、当社は催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げないものとします。
  - (1) 本約款または本契約のいずれかの規定に違反したとき。
  - (2) 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき
  - (3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき
  - (4) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき
  - (5) 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が1回でも不渡りとなったとき、又は支払停止状態に至ったとき
  - (6) 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更又は解散決議がなされたとき
  - (7) 労働争議等、本契約の履行を困難にする事項が生じたとき
  - (8) その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じたとき
  - (9) 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき
2. 買主が前項各号のいずれかに該当した場合、買主は当然に本契約その他の当社との間で締結した契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、買主は当社又は当社の請求代行業者である北良株式会社に対して、その時点において買主が負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならないものとします。

#### 第7条（不可抗力）

地震、台風、大雨、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、感染症その他の不可抗力による本契約の全部または一部の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わないものとします。この場合において、本契約の目的を達成することが困難であると認めるに足りる合理的な理由がある場合には、買主と当社は、協議の上、本契約の全部又は一部を解除できるものとします。

## 第8条（損害賠償責任）

買主又は当社は、本約款又は本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、本件保守料金の5年分相当額を限度として賠償しなければならないものとします。但し、買主又は当社は、第10条（その他禁止事項）又は第15条（守秘義務）に定める義務の違反により相手方に損害を与えたときは、全ての損害につき賠償する責任を負うものとします。

## 第9条（目的外使用の禁止）

1. 買主及び当社は、本物件が、事業者によるシャワーとしての一般的使用（災害等の緊急時において公衆の用に供する場合を含む。以下「本使用目的」といいます。）を目的として設計・製造されているものであることを確認します。
2. 買主は、前項の定める本使用目的には、極地等の厳しい使用環境での利用、医療目的のための利用は含まれないことを確認します。
3. 買主は、本物件を本使用目的の範囲を超えて使用してはならないものとします

## 第10条（その他禁止事項）

買主は、本物件の使用に関し、下記の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本物件に他の物品を付着させ、本物件の一部を除去あるいは取替え、又は改造する等、本物件の引渡し時の現状を変更すること
- (2) 本物件を当社の許可なく改造、解体すること
- (3) 本物件に搭載されたコンピュータ及びソフトウェアを分解、調査、解析、逆コンパイルする等の行為を行うこと
- (4) 本物件を当社が指定しない外部機器に接続すること
- (5) 当社が指定する純正品以外のフィルター等の消耗品を使用すること
- (6) 当社が提供する取扱説明書（マニュアル）の「安全上のご注意」を守らない使い方をする
- (7) その他、当社が提供する取扱説明書に反する使用をすること
- (8) 第三者に対し、当社の事前の書面による承諾なく、本物件を譲渡（有償であると無償であると問いません。）、処分等を行うこと
- (9) 当社の許可なく本物件に質権、留置権、譲渡担保権その他の担保権、売買予約、その他の制限もしくは負担を設定すること

## 第11条（免責）

買主が、第9条（目的外使用の禁止）及び前条（その他禁止事項）の規定に違反した場合は、当社は、理由の如何を問わず、当該目的外使用又は違反行為によって買主又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。また、当社は、買主が第9条（目的外使用の禁止）及び前条（その他禁止事項）の規定に違反した場合には、その理由の如何を問わず、本件保守業務の提供を中止することができるものとします。

## 第12条（遅延損害金）

買主は、本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、当社に対し、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

### 第13条（公正証書）

買主は、当社の要請があったときは、本契約の債務につき承認し、強制執行認諾条項が含まれる公正証書の作成に応じなければならないものとします。かかる公正証書の作成費用は、買主の負担とします。

### 第14条（利用情報の取得）

買主は、当社が本物件の品質保持、向上、本物件の安全な使用その他の正当な目的で使用するため、本物件の通信機器を用いて本物件の装置より得られる装置利用情報（以下「利用情報」といいます。）を取得することを承諾するものとし、当社は業務委託先とともに、これを利用する権限を有することを確認します。

### 第15条（守秘義務）

1. 買主は、本契約期間中及び本契約終了後3年間、本契約の内容及び本契約に基づき当社から秘密である旨を指定して開示された営業上の情報又は技術上の情報（口頭で開示された情報を含み、以下「秘密情報」といいます。）を守秘し、当社の承諾なくして第三者に開示し、本契約の目的以外の目的で使用してはならないものとします。
2. 以下のいずれかに該当する情報等は、秘密情報に該当しないものとします。
  - (1) 公知の情報又は当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報
  - (2) 第三者から適法に取得した情報
  - (3) 開示の時点で保有していた情報
  - (4) 自らが独自で開発した情報
  - (5) 当社が、保守業務の実施の目的で、本物件の通信機能を用いて本物件の装置より取得した情報及びデータ（本物件から取得又は収集される電磁的記録をいいます。）
3. 第1項の規定に拘わらず、買主は、法令、政府機関、裁判所の命令（以下「命令等」といいます。）により、当社から開示された情報の開示が義務付けられた場合には、事前に当社に通知したうえで、当該命令等に従うために必要な限度において、秘密情報を開示することができるものとします。

### 第16条（知的財産権の帰属）

本保守サポートの過程で発生する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、本物件に含まれるノウハウ、コンセプト、アイデア及びその他一切の知的財産権（特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利及び出願中のものを含む。）は、すべて当社に帰属します。

### 第17条（反社会的勢力の排除）

1. 買主及び当社は、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを相互に確約します。
  - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- (5) 自己の役員又は自己の経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 買主及び当社は、相手方に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、又は第三者を利用してかかる行為を行わせないことを表明し、保証します。
  - (1) 暴力的又は脅迫的な言動を用いる不当な要求行為
  - (2) 相手方の名誉や信用等を毀損する行為
  - (3) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害する行為
  - (4) その他前三号に準ずる行為
3. 買主又は当社は、前二項の各号のいずれかに違反することが判明したときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができるものとします。
4. 本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わないものとします。

#### 第18条（準拠法）

本契約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

#### 第19条（通知、報告事項）

1. 買主は、買主の住所、氏名、商号又は代表者のいずれかに変更が生じたときは、直ちに書面で当社に通知するものとします。
2. 住所、氏名、商号又は代表者の変更について前項の通知がない場合は、当社が発注書記載の住所及び氏名に基づいて発送した郵便物は、すべて到達すべき時及び場所に到達したものとみなします。また、買主は不着又は延着によって生じた損害又は不利益を当社に対して主張することはできないものとします。

#### 第20条（合意管轄）

本契約に関して、買主と当社との間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第21条（特約条項）

買主と当社は、本契約について別途書面により特約した場合には、その特約は本契約と一体となり、本契約を補完又は修正することを承認します。

#### 第22条（改定）

当社は、必要に応じて、適用ある法令に従い、本約款（別紙を含みます。）の内容を改定できるものとします。改定した場合は、当社のウェブサイトにて適用時期とともに掲示し、買主が適用時期を経過してもなお本物品の使用を継続した場合には、改定された本約款に同意したものとみなします。

#### 第23条（付則）

1. 本約款は、2022年12月22日以降に締結される本契約について適用されます。
2. 本約款は、2026年3月3日にWOTA株式会社のウェブサイト上に公開され、2026年4月1日以降、改訂された内容が本契約に適用されるものとします。

以上

(2021年12月1日 制定)  
(2022年12月22日 改定)  
(2026年4月1日 改定)

(別紙1) 保守の内容

保守サービス名称	内 容	基本プラン	安心プラン
電話サポート(日祝日を除く9時-17時40分)	本物品の使い方や不具合に関して、利用者からの問い合わせを日祝日を除く9:00-17:40の間で専用のコールセンターにおいて対応するサービスです。	○	○
遠隔定期点検 (3ヶ月に1回)	利用者からの要請に応じて、当社が電話サポートしながら、利用者に本件物品の試運転をしていただき、遠隔で定期メンテナンス (3か月に1回) を行うサービスです。	○	○
ソフトウェアアップデート	本物品のソフトウェアが更新された場合、本物品がモバイルネットワーク (LTE) に接続された時に、モバイルネットワーク (LTE) 経由で自動で最新のソフトウェアに更新するサービスです。	○	○
利用時故障検知	稼働中の本物品のポンプや電磁弁の挙動データを収集し、利用者から問い合わせを受けた際に、当社が遠隔でポンプや電磁弁の状況把握を行うサービスです。	○	○
整備交換部品交換	交換の必要が認められる場合に、整備交換部品 (ポンプ及び電磁弁) を交換するサービスです。整備交換部品以外の部品交換は、別途費用を請求いたします。	有償	無償 (※1)
オンサイト修理	本物品の修理が必要な際、当社のスタッフが現地まで訪問し、修理を行うサービスです。サービス条件はプランによって異なります。その場で修理が難しい場合は、後日、本体交換を行う等の対応を実施いたします。	10万円 (※2)	無償 (※3)

※1 各部品年1回を上限に、整備交換部品 (ポンプ及び電磁弁) の無償交換を実施。左記以外の部品交換は、別途費用を申し受けます。なお、部品交換に際し、出張を伴う場合は、オンサイト修理1回として取り扱い、弊社拠点からの距離に応じて、距離加算を別途費用として申し受ける場合がございます。

※2 オンサイト修理1回につき、10万円(税別)を出張修理費用として申し受けます。交換部品等の修理実費は別途申し受けます。なお、弊社拠点からの距離に応じて、距離加算を別途費用として申し受ける場合がございます。

※3 オンサイト修理年間上限2回まで無償で実施いたします。年間3回目以降は、10万円(税別)を修理費用として申し受けます。整備交換部品を除く交換部品等の修理実費は別途申し受けます。なお、弊社拠点からの距離に応じて、距離加算を別途費用として申し受ける場合がございます。

(別紙2) 保守業務の中止事由

保守業務の中止事由
<ul style="list-style-type: none"><li>• 買主の当社に対する債務不履行が発生した場合。</li><li>• 本物件に他の物品を付着させ、本物件の一部を除去あるいは取替え、又は改造する等、本物件の引渡し時の現状を変更した場合。</li><li>• 本物件を改造、解体した場合。</li><li>• 本物件に搭載されたコンピュータ及びソフトウェアを分解、調査、解析、逆コンパイルする等の行為を実施した場合。</li><li>• 本物件を当社が指定しない外部機器に接続した場合。</li><li>• 当社が指定する純正品以外のフィルター等の消耗品を使用した場合。</li><li>• 買主ないし第三者が、当社の提供する「取扱説明書」に反する使用・修理・改造・塗装などを行った場合、あるいは痕跡を当社が認める場合。</li><li>• 本物件の利用方法について第三者へ適切な説明をしなかったために、当社が提供する「取扱説明書」の記載内容を守らない使い方がなされた場合。</li></ul>